

重要

令和5年5月2日

保護者様

入新井第五小学校
校長 岡野 範嗣

感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の分類見直し後の感染症対策について（第一報）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症へ移行するに伴い、学校での感染症対策の基本的な考え方について、文科省の衛生管理マニュアルが改訂されました。

これを受け、大田区は現在、教育委員会では区立小・中学校における取扱いについて学校及び保護者あて通知を作成しております。完成し次第、改めて通知させていただきますが、取り急ぎ5月8日以降に向けての第一報として以下の内容について先行してお伝えいたします。

1 「健康チェックカード」の提出について

令和5年5月8日以降は、**「健康チェックカード」に児童の体温を記入し、毎日学校に提出することについては不要となります。**

ただし、5月は「早寝、早起き、朝ごはん」の記録と兼ねていますので、それは続けて記入していただき、6月2日（金）までにご提出ください。よろしくお願ひします。

引き続き家庭との連携による、児童生徒等の健康状態の把握をお願いします。

2 出席停止について

ア 児童生徒本人が感染した場合（陽性者）

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止期間は**「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準**となります。

新型コロナウイルス感染症も季節性インフルエンザ等と同様、学校保健安全法第19条の規定に基づき、校長の判断により出席停止の措置を講じることができます。

イ 濃厚接触者の取り扱いについて

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われません。
- 従前、濃厚接触者として特定されていた①同居している家族が感染した児童、②学校で感染した者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした児童についても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、**直ちに出席停止の対象にはなりません。**

このため、**同居の家族が体調不良であっても登校は可能**です。児童の健康状態をしっかりと把握してから登校させてください。

【問い合わせ先】
副校長・宮田浩顕
電話 3762 - 6438